

【韓国】 国軍捕虜及び拉北者の送還を求める決議の採択

海外立法情報課・白井 京

* 韓国では、北朝鮮による拉致被害者を拉北者(ナップクチャ)と呼ぶ。日本人拉致被害者の横田めぐみさんの夫とされる金英男(キム・ヨンナム)氏もその 1 人と指摘されている。統一部(省)人道協力企画課によれば、2008 年現在、拉北者は 494 人と推定されている。また、朝鮮戦争時に韓国軍兵士として戦って朝鮮人民軍の捕虜となり、休戦から 56 年たった今も北朝鮮に生存している国軍捕虜が 560 名程度いると推定されている。

拉北者と国軍捕虜

韓国では、拉北者の問題はさほど重要視されてこなかった。共産主義思想の影響で自ら北朝鮮に行く者も少なからず存在していたことから、特に朴正熙政権時代には拉北者及び拉北者家族を被害者とみなさず逆に危険視してきたため、被害者家族らは拉致の事実を隠すほどであったという。拉北者の大半は海上で拉致された漁民であるが、海岸で拉致された高校生や、中国、西ドイツ等の海外で拉致された者も少数含まれる。また、北朝鮮に抑留された国軍捕虜は 19,000 人といわれてきたが、帰還した者等の証言等を通じ、生存しているのは 560 名程度と推定されている(注1)。

2000 年 12 月の決議

民主化後、日本の拉致被害者問題の顕在化などを受けて、韓国でも拉北者問題が注目されるようになった。韓国国会は、9 年前の 2000 年 12 月、これらの問題の解決のため「国軍捕虜及び拉北者送還を求める決議」を採択した。当時は南北首脳会談の直後であり、離散家族再会事業や民間レベルでの南北交流が進展した時期であった。この際の決議の内容は、政府に対し拉北者及び国軍捕虜の正確な人数を把握し対策を策定することや、それまで非公開であった関連事実を公開すること、韓国に帰還した拉北者や拉北者の家族を支援するための制度の新設などを求めている。しかしその後、自ら脱北する者がごく一部に見受けられるものの、韓国政府の努力によって北朝鮮から帰還した者は 1 名もいないと指摘される(注2)。

今回の決議

2009 年 12 月 7 日、拉北者と国軍捕虜の帰還を求める新たな決議が採択された。今回の決議案は、自由先進党の朴宣映(パク・ソニョン)議員ほか 14 名の議員により 2008 年 10 月に提出されていたものである。決議の概要は、以下の通りである。

主文

大韓民国国会は、北朝鮮に抑留されている朝鮮戦争当時の国軍捕虜中の生存者及び朝鮮戦争以後の拉北者の規模が合わせて 1,000 名以上に達するものと推定されて

いるにもかかわらず、現在まで大韓民国に帰還した者は国軍捕虜が 79 名、拉北者が 8 名で、全体のごく一部に過ぎない事実によく留意し、

これら国軍捕虜及び拉北者は、自らの意志とは関係なく北朝鮮に長期間抑留されている韓国国民であり自国民保護という側面から、そしてこれらの者が大部分高齢でありこの問題をこれ以上放置することはできないという側面から、これらの者の送還について韓国政府が最大の努力を傾注しなければならないことを明確にし、

特に、北朝鮮当局には、人道主義的精神に立脚し、国軍捕虜及び拉北者が早急に送還されよう積極的に対話に応じることを強く要求し、以下の通り決議する。

- 1 大韓民国国会は、韓国政府が国軍捕虜及び拉北者の身辺の確保に努力を傾注し、これらの者の送還に関する具体的な対策を用意するための対話を北朝鮮当局に提案することを促し求める。
- 2 大韓民国国会は、北朝鮮当局が韓国政府の国軍捕虜及び拉北者の問題解決のための対話要求を無条件で即刻受け入れることを促し求める。
- 3 大韓民国国会は、国軍捕虜及び拉北者が在外公館に滞留している場合、迅速な送還がなされるよう韓国政府が外交的努力を尽くすことを促し求める。
- 4 大韓民国国会は、北朝鮮に抑留中のすべての国軍捕虜及び拉北者が早期に祖国と家族の元に帰ることができるよう、韓国政府が特別対策を策定することを促し求める。

この決議の背景には、高齢の国軍捕虜が脱北したものの中国により身柄を拘束された事件がある。決議案を発議した朴議員は、旧西独によるフライカウフ (Freikauf) 方式での問題解決を検討するよう国政監査において求めており、玄仁澤 (ヒョン・インテク) 統一部長官はこれを 1 つのモデルとして努力すると述べている (注 3)。

このほか、朴議員は 2009 年 9 月 29 日に「国軍捕虜及び拉北者送還対策委員会構成を求める決議案」を発議している (未採決)。これは、国軍捕虜及び拉北者問題の解決のために国務総理を委員長とする委員会の構成を求めるものである。決議案では、現在統一部の書記官 1 名のみがこの問題を担当しており問題解決には限界があるとして、拉北者の現状把握、国際的な事例の調査、帰還方法や、南北会談の戦略を策定するなど総合的な準備のための機関が必要であると指摘している。

注(インターネット情報はすべて 2009 年 12 月 15 日現在である。)

(1) 「国軍捕虜及び拉北者送還を求める決議案」(2000 年 10 月 12 日提出)の審査報告書による。

<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=016307>

(2) 「国軍捕虜及び拉北者送還を求める決議案」(2008 年 10 月 22 日提出)原案による。<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H0W8B1Q0K2W2H1Y7Z3R4L0I7E8Z1X6>

(3) フライカウフ(自由買い)とは、東独から政治犯を帰還させるため、西独が物資の提供等を行った方式を言う。「2009 年度国政監査外交通商統一委員会会議録」2009.10.23.<<http://likms.assembly.go.kr/kms-dt/record/data2/284/pdf/20091023cg0gkc000b.PDF#xml=/xml/126325676322951.xml>>